

## 個人情報保護委員会（第25回）議事概要

- 1 日時：平成28年11月22日（火）10：30～12：00
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、熊澤委員、丹野委員、  
手塚委員、大滝委員、宮井委員  
其田事務局長、福浦総務課長、山本参事官、坂巻参事官、  
小川参事官

### 4 議事の概要

- (1) 議題1：東京薬業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書について

事務局から、特定個人情報保護評価指針に定める「審査の観点」及び「審査の観点における主な考慮事項」に基づき、東京薬業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性及び妥当性について審査した結果に関する説明を行った。

本評価書について承認され、同組合に対し、評価書が承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することとなった。

- (2) 議題2：個人情報保護法ガイドライン（案）について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

丹野委員から全体について「今回の意見募集では事業者、個人も含め多くの方から1000を超える意見を頂いた。各省庁のガイドラインを一元化し事業者にとっても個人にとっても理解しやすいものとした意義は大きい」、また「通則編」について「要配慮個人情報の取扱いについて、丁寧に回答することで基本的な考え方は御理解いただけると思うが、新しい概念であるため混乱が生じないように、ガイドラインやQ&Aを見てもらうよう広報していくことが重要である」という旨の発言があった。

嶋田委員から「通則編」について「安全管理措置について、中小規模事業者とそれ以外の事業者とで手法を分けて例示しており分かりやすいが、初めて取り組むこととなる事業者は、何をすればよいか悩むこともあり得る。今後Q&A等の作成に当たっては、説明会等で寄せられる質問等も踏まえ実践的な内容とすることが重要である」という旨の発言があった。

大滝委員から「通則編」について「研究機関におけるゲノムデータの取扱いについて質問が多く見られたが、学術研究機関における学術研究目的での個人情報の取扱いについては個人情報保護法の適用除外とされており、学術研究機関においては懸念もあるようなので周知していくことが必要である。一方、研究の現場において個人情報を適切に扱っていただくことは必要であり、保護と利活用のバランスが重要であるので、その旨も併せて伝え

ていく必要がある」という旨の発言があった。

この点について堀部委員長から「我が国の個人情報保護法は当初より学問の自由に配慮して学術研究機関による学術研究を適用除外としている」旨の発言があった。

熊澤委員から「外国にある第三者への提供編」について「A P E CのC B P Rシステムの認証について、提供先が得ている場合だけでなく、提供元の日本企業が得ている場合についても、同認証の取得要件を勘案すれば提供先において必要な体制を整備していると解されると明示したことは、今後、日本企業が同システムの認証を受けるインセンティブとなる。個人データの円滑な国際的流通を確保するために同システムへの参加を促すよう、当委員会としてもC B P Rを推進する立場からアピールしていきたい」という旨の発言があった。

宮井委員から「第三者提供時の確認・記録義務編」について「解釈により確認・記録義務が適用されないとした箇所について、基本的な考え方は個々の回答で御理解いただけたと思うが、事業特性に即した具体的な質問が多いことを踏まえ、今後Q & A等を通じて、具体的な質問に答えていくことが必要である」という旨の発言があった。

この点について堀部委員長から「一般事業者に過度な負担とならず、全体として適切な取扱いが図られるよう留意していく必要がある」という旨の発言があった。

手塚委員から「匿名加工情報編」について「匿名加工情報の加工方法について最低限必要な基準を明示できた。これまで、安全管理のために加工した場合の取扱いや統計情報に関する質問が見られたが、匿名加工情報との違いについてガイドラインで明確化された。今後、認定個人情報保護団体も指針等の作成を始めることとなるが、当委員会としても事務局レポートやQ & Aを通じて、参考となる情報を示していく必要がある」という旨の発言があった。

阿部委員から全体について「カメラ画像の利活用に関する意見等が、政令・規則に関する意見募集時同様、今回も寄せられた。これまでも防犯カメラについての議論はされてきたが、車載器やドローンなど画像の活用が多様化している状況に対し、いかに対応すべきか当委員会としても何らかの考え方を整理していく必要がある」という旨の発言があった。

堀部委員長から「各省庁において作成していた個人情報保護法に関するガイドラインを原則一元化することは重要な意味がある。なお、カメラ画像、ドローン、AI など状況が変化してきており、国際的にも議論が行われている中、当委員会としても検討していく必要がある」という旨の発言があった。

個人情報保護法ガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編、匿名加工情報編）（案）が原案のとおり了

承され、官報公示等の手続を進めていくこととなった。

以上